

平成 26 年 3 月 10 日

各 位

会社名アグロ カネショウ株式会社代表者代表取締役社長 櫛引 博敬

(コード番号 4955 東証第2部)

問合せ先 取締役経営企画本部長 角田 俊博

(TEL 03-5570-4711)

株式の売出し及び自己株式の処分並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成26年3月10日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し及び自己株式の処分に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、当該売出しにより、当社の主要株主に異動が生じることが見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 株式の売出し及び自己株式の処分

- 1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)
 - (1)売 出 株 式 の 当社普通株式 1,300,000 株 種 類 及 び 数
 - (2) 壳 出 人 三井物産株式会社
 - (3)売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25条に規定される方式により、平成26年3月18日(火)又は平成26年3月19日(水)のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。)
 - (4)引 受 価 額 下記(5)に記載の引受人より売出人に支払われる金額である引受価額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、売出価格等決定日に、売出価格と併せて決定される。
 - (5)売 出 方 法 野村證券株式会社(以下「引受人」という。)に全株式を買取引受け させた上で売出す。

売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額を差し引い た額の総額とする。

- (6)申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の 日まで。
- (7)受 渡 期 日 売出価格等決定日の6営業日後の日。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9)売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 櫛引 博敬に一任する。

ご注意: この文書は当社株式の売出し及び自己株式の処分並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、 投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事 項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- 2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>2. を参照のこと。)
 - (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 195,000 株

種類及び数なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、 又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、 需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。

- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3)売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4)売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 195,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5)申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6)受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7)申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 櫛引 博敬に一任する。
- 3. 自己株式の処分(下記<ご参考>2. を参照のこと。)
 - (1)募集株式の当社普通株式 195,000株 種類及び数
 - (2)払 込 金 額 の 売出価格等決定日に決定する。なお、払込金額は引受人の買取引受 決 定 方 法 による売出しにおける引受価額と同一とする。
 - (3)割 当 先 野村證券株式会社
 - (4)申 込 期 間 平成26年4月17日(木) (申込期日)
 - (5)払 込 期 日 平成26年4月18日(金)
 - (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
 - (7)上記(4)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。
 - (8)払込金額、その他本自己株式の処分に関し必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 櫛引博敬に一任する。
 - (9)上記各号については、本自己株式の処分による払込金額の総額が1億円以上となる場合、 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

くご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしましたが、これは当社普通株式の分布状況の改善及び流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要 状況を勘案した上で、当該売出しの引受会社である野村證券株式会社が当社株主から 195,000 株 を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出し の売出株式数は、195,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、 需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場 合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年3月10日(月)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式195,000株の自己株式処分(以下「本件自己株式処分」という。)を、平成26年4月18日(金)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年4月11日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件自己株式処分における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件自己株式処分に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、本件自己株式処分の手取概算額上限 134,968,750 円については、平成 27 年 12 月末までに、全額を当社製品である農薬の研究開発における委託試験費の一部に充当する予定であります。 委託試験費には、安全性試験、効果試験、残留試験にかかる費用が含まれます。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である三井物産株式会社並びに当社株主である兼商産業株式会社、櫛引博敬及び櫛引翠は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始

ご注意: この文書は当社株式の売出し及び自己株式の処分並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、 投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事 項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。 まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量 で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

Ⅱ. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成26年3月10日開催の取締役会において決議した前記「I.株式の売出し及び自己株式の処分1.株式売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の当社普通株式の売出しに伴い、主要株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

- (1) 名 称 三井物産株式会社
- (2) 所 在 地 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 飯島 彰己
- (4)事業內容総合商社
- (5)資 本 金 341,481,648,946円

3. 当該株主の所有議決権数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

			議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合※	大株主順位※
異 (平成 2	動 25年12月31	前 日現在)	17,820個 (1,782,000株)	14. 56%	第2位
異	動	後	4,820個 (482,000株)	3.94%	第4位

※上記の総株主の議決権の数に対する割合及び大株主順位は、平成25年12月31日現在の株主 名簿による総株主の議決権数及び株主順位に基づくものです。

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数

1, 166, 762 株

平成25年12月31日現在の発行済株式総数

13,404,862 株

4. 異動予定年月日

前記「I.株式の売出し及び自己株式の処分 1.株式売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の受渡期日(売出価格等決定日の6営業日後の日)

5. 今後の見通し

今回の主要株主の異動による業績への影響はありません。

以 上